

令和4年度富山県小規模事業者 事業継続力強化補助金について

補助対象者について

- 商工会の管轄であるか確認

→ 商工会議所の管轄地域の事業者さんには会議所に相談・申請するように案内

- 「特定非営利活動法人」について

→ 国の一般型では、一定の要件を満たせば対象となっているが、県では対象外

- 県外・県内両方に事業所がある場合

→ 県内での事業実態があり、申請する補助事業が県内の事業所の防災・減災に資するものであれば対象とする

補助対象事業について

- 他の補助金の採択・交付を受けて実施した事業でないか確認

→ 該当する場合、対象外

（補助対象が重複しないと明確に示せる場合は対象）

- 交付決定前に事業を実施しないよう注意を促す

- 事業実施期間（令和5年1月31日まで）中に事業を完了（実施、支払いまで）させるように注意を促す

補助対象事業について

- B C P 計画等の策定のみについて補助金を申請するとき

→「事業継続計画（様式3）」の提出は不要。ただし、実績報告の際に策定したものを提出いただく。

- 設備の購入等について補助金を申請するとき

→「B C P 計画等で必要とした設備」であることが必要なため、「事業継続計画（様式3）」を記載いただく。

- B C P 計画等の策定に係る専門家謝金などと設備の購入費両方について申請するとき

→商工会さんのご指導や記入例を参考に、「事業継続計画（様式3）」を記載いただき、事業実施期間にブラッシュアップした正式なものを策定する場合は、申請可能

補助対象経費（設備費）について

- 設備費は購入費だけでなく、設置費や移転費も対象
（想定されるリスクへの対策として適切な場所であること）
- リースは対象外
- 中古品は単価50万円未満（税抜）であれば対象
- 複数見積もりについて
→ 新品は単価100万円以上（税込）であれば複数見積もりが必要
中古品は金額にかかわらず複数見積もりが必要

補助対象経費（設備費）について

- 消防法や建築基準法で設置が義務付けられているものは対象外

→ 消火器やスプリンクラーなどは事業所によっては設置の義務があるものなので、確認が必要

- 自宅兼事務所の改装等、明確に事業用と区分できないものは対象外
- 除雪機は対象外

補助対象経費（設備費）について

- 防災グッズセット

→非常食やマスク等（汎用性のあるもの）が含まれる場合は対象外

セットの中身の値段が個別に算出できるようなものであれば、対象となるものの合計のみ対象

- 屋根の取替え

→風で飛ばされそうだから新しくしたいなどは単なる老朽化。

耐火性や防水性があるなど、防災・減災の趣旨に合致した使用のものは対象となる可能性あり。（迷ったら県に相談を）

補助対象経費（設備費）について

- 浸水したときなどに使用するボート

→ 避難用（災害時用）としてのボートであれば対象

レジャーに使用できるようなボートは対象外

- 蓄電池

→ 災害時に事業所の停電（復旧するまで3～7日間程度）に対応できるものは対象

家庭用は対象外

（災害時に対応可能な仕様であることが記載されたカタログ等を添付していただくと分かりやすい）

提出する前に確認していただきたいこと

- 管轄地域の事業所か
- 提出書類が揃っているか
- 記入漏れがないか
- 経費管理表の計算などが間違っていないか
- 対象外のものが含まれていないか
- 他の補助金の交付を受けていないか
- すでに事業を実施していないか
- 様式4の記入